

## 検討結果報告書

東金市外三市町清掃組合新施設整備推進委員会

平成30年1月

目 次

1. 新施設整備推進委員会の目的について ······ 1
2. 新施設整備に係る検討事項について ······ 1
3. 新施設整備に係る検討事項の検討結果とまとめについて ······ 3
4. 新施設整備検討部会検討結果報告書 ······ (別添)

## 1. 新施設整備推進委員会の目的について

当委員会は、東金市外三市町清掃組合新施設整備推進委員会設置規定第2条に則り新施設整備の推進に係る調査、検討を行い、その結果を一般廃棄物（ごみ）処理運営委員会と調整を図るものである。

新施設における整備方針等について、当委員会下部組織である新施設整備検討部会において得られた検討結果を基に、当委員会においても同様の検討課題について協議した。

## 2. 新施設整備に係る検討事項について

当委員会において、新施設稼働時の運営体制及び組合の体制、また、施設の整備内容、処理方式、組合の財産処分等の協議の為に、下記に挙げる8つの事項について検討を行った。

### ① ごみ収集一元化の可否

平成26年度までの整備検討部会において、次期施設構成団体より一元化の要請を受けており、継続して協議する事項となっているため。

### ② 新施設運営体制の検討

新施設の運営体制について、現状の運営方式を維持した体制か、新たにD B O方式等のP F I的手法を導入するかについて協議するため。

### ③ ごみ処理方式の検討

新施設におけるごみ処理方式について、新施設整備検討部会で検討するか、外部有識者委員会を組織するかについて協議するため。

### ④ 山武市脱退による財産処分の検討

現有施設の解体、現有施設底地借地の問題、福井県敦賀市への処分費用の支払いの負担割合、成東最終処分場の取り扱い等について、協議開始時期について協議するため。

⑤ チップ化設備導入の検討

新施設整備検討部会員より、枝木をチップ化して、住民に有償あるいは無償で提供できるような設備の導入ができるか協議依頼があったため。

⑥ 災害廃棄物処理計画の策定主体の検討

千葉県より県内各市町村に災害廃棄物処理計画の策定が求められている中で、組合が主体となって災害廃棄物処理計画を策定できないか新施設整備検討部会員より協議依頼があったため。

⑦ 災害廃棄物の対応についての検討

平成26年度までの新施設整備検討部会において施設規模の10%を見込むこととなっていたが、その意義を再検討するため。

⑧ 発電と灰処理の問題

③「ごみ処理方式の検討」と密接に関わっており、また、新施設稼働後の大網最終処分場への搬入物の内容についても関係している事項のため。

### 3. 新施設整備に係る検討事項の検討結果とまとめについて

#### (1) 検討結果

検討事項	検討結果
①ごみ収集一元化の可否	整備検討部会  ごみ収集業務一元化の可否について、整備検討部会においては、平成40年度以前から収集業務経験者の構成団体からの派遣を求め、一元化の準備を進め、更に平成40年度以降も、しばらく収集業務経験のある派遣者の応援を受けながら、一元化を実行していくこととした。
	整備推進委員会  整備推進委員会におけるごみ収集一元化の可否についての協議の中で、検討部会の検討結果は現時点でのごみ収集一元化に対する方針であり、詳細な協議については今後行っていくことを確認し、整備検討部会の検討結果を整備推進委員会も踏襲することとした。
②新施設運営体制の検討	整備検討部会  整備検討部会において新施設の運営の方針について協議を行った結果、現時点での案としては、DBO方式による運営を第1案、公設公営方式による運営を第2案とし、平成32年度頃の経済状況を見て、第1案にメリットが無い場合、第2案を採用することとした。
	整備推進委員会  整備推進委員会においても新施設運営体制についての検討を行い、平成32年度頃に実施予定のPFI等導入可能性調査において、経済状況や各運営方式のメリット等を鑑みたうえで、施設運営方式を決定することとした。

検討事項	検討結果
③ごみ処理方式の検討	整備検討部会
	<p>整備検討部会においてごみ処理方式の選定方法について検討した結果、専門的知識の必要性や財源規模等を考慮し、また、他団体の事例などから外部有識者による新ごみ処理施設処理方式検討委員会を立ち上げ、その委員会において処理方式選定の為の検討を行うこととした。また、委員数は3名とし、公正なごみ処理方式の選定及び市民負担を考慮した結果、組織構成は学識経験者のみで構成し、行政職員及び市民には委嘱しないこととした。</p>
④山武市脱退による財産処分の検討	整備推進委員会
	<p>整備推進委員会においてもごみ処理方式の選定方法について検討を行い、委嘱を想定している専門的見識を有する団体の概要及び、委員会は、管理者からの諮問を受け、地域特性に応じた処理方式選定に係る調査・検討を行い、管理者へ答申を行うという新ごみ処理施設処理方式検討委員会の事務について確認し、整備検討部会の検討結果を整備推進委員会も踏襲することとした。</p>
	整備検討部会
	<p>整備検討部会において財産処分協議について検討した結果、権利問題や負担割合等、協議事項が多くあることから、平成35年頃を目途に協議を開始することとした。</p>
	整備推進委員会
	<p>整備推進委員会においても本事項について検討し、協議形式について構成市町より担当者を招聘して協議を行うことを確認し、整備検討部会の検討結果を整備推進委員会も踏襲することとした。</p>

検討事項	検討結果
⑤チップ化設備導入の検討	<p>整備検討部会</p> <p>整備検討部会においてチップ化設備の導入について検討を行った結果、<u>施設レイアウトをチップ化設備の導入が可能なレイアウトにすることで、住民から要望を受けた際には対応できるようにすることとした。</u></p>
	<p>整備推進委員会</p> <p>整備推進委員会においては、発生したチップを発電効率向上の為に焼却するのか、たい肥化等で資源化して住民に提供するのか等のチップの処理方法や、資源化した場合の需要等について詳細に検討したうえで、設備導入の可否を判断すべきという意見が出たことから、<u>チップ化の有用性、必要性について、施設レイアウトも含め、継続協議することとした。</u></p>
⑥災害廃棄物処理計画の策定主体の検討	<p>整備検討部会</p> <p>整備検討部会において、災害廃棄物処理計画の策定について検討した結果、組合と市町のどちらが策定主体になるかの協議を<u>新施設稼働の前段で行うごみ収集一元化に関する協議の際に併せて協議することとした。</u></p>
	<p>整備推進委員会</p> <p>整備推進委員会において、災害廃棄物処理計画で想定する災害廃棄物は東日本大震災のような広域災害により発生した廃棄物を対象としている点を確認し、<u>整備検討部会の検討結果を整備推進委員会も踏襲することとした。</u></p>

検討事項	検討結果
⑦災害廃棄物の対応についての検討	<p>整備検討部会</p> <p>整備検討部会において災害廃棄物への対応について検討した結果、管内における空き家の増加に起因する火災の多発や千葉県東方沖地震の発生率の高まり、千葉県が作成中の「災害廃棄物処理計画」における広域的連携体制の確立、代替性、多重性などからくる責任の一端などを総合的に判断し、<u>災害廃棄物量を他団体の事例にならい、施設規模の10%見込むこととした。</u></p>
	<p>整備推進委員会</p> <p>整備推進委員会において、『施設規模の10%』の定義について、年間の可燃ごみ処理量と破碎選別残渣処理量の合計値の10%を災害廃棄物処理量と見込むことであることを確認し、<u>整備検討部会の検討結果を整備推進委員会も踏襲することとした。</u></p>
⑧発電と灰処理の問題	<p>整備検討部会</p> <p>整備検討部会において新施設の発電と灰処理について検討した結果、新施設における発電については、<u>人口減に伴うごみ量の減少により、電力需要に対し発電量が不足することが予想される。</u>コーチェネレーションやごみ量を増加するなどの積極的発電の方向から、イニシャルコストやランニングコストを考慮し、また、事業を進める上で外部供給を余儀なくされた場合に、<u>1炉運転時は買電を自家消費に回し、施設で発生した熱源を外部供給するという体制を取る方向にシフトすることとした。</u>また、<u>新施設における灰処理について、スラグ化は行わず、民間の灰処理業者が存続している間は焼却灰の処理を民間委託し、民間での処理が困難になる前に、周辺住民と合意を図った上で、周辺環境に影響の無いよう安定化処理を施した焼却灰を大網最終処分場に埋め立てることとした。</u></p>
	<p>整備推進委員会</p> <p>整備推進委員会においても本事項について検討し、新施設の炉数は現在2炉で想定していることや、民間灰処理業者は今のところ会社運営に余裕があること等を確認し、発電、灰処理ともに<u>整備検討部会の検討結果を整備推進委員会も踏襲することとした。</u></p>

## (2) まとめ

平成29年度新施設整備検討部会の検討結果を基に、新施設の整備方針等の新施設整備に係る検討事項について整備検討部会の上部組織である新施設整備推進委員会でも検討を行った。

新施設整備に係る検討事項の内、ごみ収集一元化の可否、ごみ処理方式の検討、山武市脱退による財産処分の検討、災害廃棄物処理計画の策定主体の検討、災害廃棄物の対応についての検討、発電と灰処理の問題については、整備検討部会の検討結果の内容を確認したうえ、整備検討部会の検討結果を整備推進委員会においても踏襲することとなった。

新施設運営体制について、整備検討部会においては、D B O方式を第1案、公設公営方式を第2案とし、平成32年度頃の経済状況を見て、どちらかに決定することとしたが、整備推進委員会においては、平成32年度に実施予定のP F I等導入可能性調査において、平成32年度時点の経済状況や各運営方式のメリット等を鑑みて、施設運営方式を決定することとなった。

チップ化設備の導入については、整備検討部会においては施設レイアウトをチップ化設備の導入が可能なレイアウトにすることで、住民から要望を受けた際には対応できるようにするという方針としたが、整備推進委員会においては、発生したチップを発電効率向上の為に焼却するのか、たい肥化等で資源化して住民に提供するのか等の発生したチップの処理方法や、資源化した場合の需要、チップ化設備を導入した場合に施設レイアウトにどれほどの影響があるのか等について詳細に検討し、設備導入の可否を判断すべきという意見が出たことから、チップ化の有用性、必要性について、施設レイアウトも含め継続協議することとなった。

以上が、整備推進委員会の検討結果である。

新施設整備推進委員会については、今後も新施設稼働に向けた検討課題解決の為、適宜開催していく必要がある。



# 検討結果報告書

新施設整備検討部会

東金市、大網白里市、九十九里町  
東金市外三市町清掃組合

平成29年12月

## 目 次

1. 新施設整備検討部会の目的と設置までの経緯	1
2. 平成26年度までの新施設整備検討部会の協議経過について	1
3. 平成29年度新施設整備検討部会における検討事項について	4
4. 検討結果（第9回～第15回）とまとめ	7
5. 平成29年度新施設整備検討部会の開催状況	10
6. 平成25年度～平成29年度までの検討結果	11

## 1. 新施設整備検討部会の目的と設置までの経緯

現施設の稼働については建設当初、関係 4 区（松之郷区、滝沢区、三ヶ尻区、酒蔵区）と平成 10 年度から 15 年間の稼働期間の協定を締結したが、将来的なごみ量や施設の状態を考慮し、平成 25 年 3 月に更に 15 年間の稼働期間の延長に係る協定を締結した。

その協議の中で地元区からは新施設については他の場所への移転を強く主張されたことから、協定書内に新施設の建設については他の場所で行う旨を明記し、15 年間の延長期間の中で新施設整備を行うこととした。

さらに新施設整備計画を進めるにあたり財政面や施設運営面等を考慮した場合に広域での処理が有効であることから、山武郡市環境衛生組合へ「一部事務組合の合併について」、2つの組合にまたがる山武市へ「新施設への参画について」の照会をかけたところ、それぞれ「現時点での合併は困難」、

「新施設建設計画には山武市の成東地域のごみを含めない方向で計画するようお願いする」との回答であったことから、当組合新施設整備は東金市、大網白里市、九十九里町、山武市（以下「構成団体」という。）の内、山武市を除いた東金市、大網白里市、九十九里町（以下「二市一町」という。）で計画する方針となった。

そこで、「新施設整備の推進に関する調査、検討」を行うことを目的とした「新施設整備検討部会」を平成 25 年 8 月に立ち上げ検討に入った。

## 2. 平成 26 年度までの新施設整備検討部会の協議経過について

平成 25 年度に設立された新施設整備検討部会は、平成 25 年度内に第 1 回～第 7 回までの部会を開催し、平成 26 年度に第 8 回の部会を開催した。2 ページ目から 3 ページ目にかけて、平成 26 年度までの検討結果を示す。

○ 平成26年度までの検討結果

検討事項	検討結果
①：負担割合及び費用項目について	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担割合については当部会で結論を出すことは難しいため上位組織である新施設整備推進委員会、理事者会議で諮ることになった。(結果:「均等割10%、応益割60%、人口割30%」に決定した。) なお、割合に用いるごみ量、人口についての検討は当部会で協議し応益割は当該年度の前々年度の総搬入量、人口割については当該年度の前年度の4月1日の住民基本台帳の数値を用いることとした。</li> <li>平成26年度経費のうち新施設建設に係る経費として二市一町で負担するものは委託料（「ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託」及び「PFI導入可能性調査業務委託」）のみとし、平成27年度以降については明確に新施設設計画に係る経費として分けられるものが出れば適応していく。</li> <li>建設費の負担割合、新施設に関する経費の余剰金の取り扱いなどの当部会で結論を出すことが難しい議題に関してはその都度、別の委員会で諮ることとした。</li> </ul>
②：ごみ分別について	<ul style="list-style-type: none"> <li>現段階では財政的に分別区分の増加は難しいことから、法整備等により義務が発生しない限り、現状のままとする。</li> </ul>
③：ごみの減量化及び資源化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>現段階では財政面を考慮した中で二市一町及び組合において現状のまま広報活動等により減量化・資源化を推進することとした。</li> </ul>
④：処理不適物について	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民負担軽減を目的とした処理不適物の規制緩和のために木材受入に関しては、前処理機械等の導入で今の寸法を緩和（目安は太さ30cm、長さ2m程度）し、廃スプリングマットレスについては布を剥がしていない状態で受入していく。</li> <li>コンクリートブロック、ボタン電池の受入・処理については本部会ではなく担当者会議にて諮ることとした。(結果：住民から問い合わせがあった場合は処理先を紹介することとなった。)</li> </ul>
⑤：あわせ産廃及びし尿処理汚泥について	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状として産業廃棄物は適正に処理されていること、新施設でのし尿処理汚泥処理の要望は今のところ無いこと、下水道汚泥の処理はごみ処理施設での混焼より民間委託費の方が安価で問題なく処理出来ていること、受入れによる建設費の増大を考慮し受入しない。</li> </ul>

検討事項	検討結果
⑥：災害廃棄物の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 处理先として当組合施設も考えられるため施設規模に見込むが、見込量の具体的な数値が国からは示されていないため、他団体で多く採用されている「<u>施設規模の10%上乗せ</u>」とする。</li> <li>・ 大規模災害等で特に必要となった場合の処理は構成市町のほうで行うため、<u>ストックヤードの設置はしない。</u></li> </ul>
⑦：中間処理システムの検討 (カン、ビン・ガラス類、ペットボトル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、一部自区外処理となっていること、十分な処理能力を有する自区内処理業者の確保が困難であることから現在処理委託等により処理しているカン、ビン・ガラス類、ペットボトルをリサイクルプラザを設け自前処理する。</li> </ul>
⑧：余熱利用及び還元施設について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 余熱利用についてはごみのエネルギーの有効活用及び災害時の停電等に左右されない安定処理のため<u>発電設備を導入する</u>。また、余剰熱量を把握し、発電以外の余熱利用については民間の活用（事業者への余熱の売却等）も考えていく。</li> <li>・ 還元施設については当初計画からは考えない方向だが、地元から要望が出れば検討する。</li> </ul>
⑨：ごみ収集の一元化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二市一町ともに一元化の必要性有りとの回答であった。仮に一元化した場合には<u>収集業務の組合移管による組織体制の変更は必要となる</u>が、ごみ量に変動を与えるほどの収集回数の変更は難しいことから<u>施設規模に影響は無い</u>と考えられる。以前から検討事項になっていたものもあり、<u>新施設稼働時の一元化を見据え当部会ないし別の組織で継続協議をしていく。</u></li> </ul>
⑩：次期ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る施設整備基本構想（案）について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「次期ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る施設整備基本構想（案）」について、内容を説明し、<u>二市一町より了解を得る。</u></li> </ul>

## ○ 平成26年度まで新施設整備検討部会のまとめ

現施設と比較した新施設整備の新たな方針として、中間処理システムの変更によるリサイクルプラザの新設、処理対象物の受入基準緩和の為の設備及び発電設備を追加することとし、これらの検討結果を踏まえたごみ処理施設整備基本構想を策定することとなった。（平成27年3月に策定。）

### 3. 平成29年度新施設整備検討部会における検討事項について

前述の通り、平成26年度までの整備検討部会において、負担割合及び費用項目、ごみの分別、ごみの減量化及び資源化、処理不適物、あわせ産廃及びし尿処理汚泥、災害廃棄物の対応、中間処理システムの検討、余熱利用及び還元施設の検討、ごみ収集一元化について協議を行った。

しかし、下記項目については、依然検討の余地があった。

#### (1) ごみ収集の一元化について

現在の収集業務等の状況の確認と効率性の検証、所管変更の必要性等を基に一元化について検討していく必要があるため。

#### (2) 新施設運営について

近年、民間の資金や経営能力を活用した廃棄物処理施設を始めとする公共施設の整備運営事業を国が推進しており、当組合でも運営方式による費用対効果等の調査結果について、事業の安定性、経済性、組織構成（運転管理等の業務移管）等の面から総合的に検討していく必要があるため。

#### (3) ごみ処理方式の決定について

処理方法（焼却、焼却+溶融、ガス化溶融等）、施設の特性及び能力、経済性、安定性等の面から総合的に検討していく必要があるため。

#### (4) 山武市の脱退に伴う組合関連施設の財産協議について

山武市が正式に当組合から脱退する場合にはそれに伴い組合関連施設（環境クリーンセンター、大網最終処分場、成東最終処分場及び管理地）に係る財産処分等の協議を構成団体及び組合で進めていく必要があるため。

上述の各検討課題や、平成27年～28年の間に新たに想定された検討課題の解決の為、平成29年度に入り改めて新施設整備検討部会を開催することとし、平成29年6月29日の第9回新施設整備検討部会を皮切りに、第16回新施設整備検討部会まで、都合8回の会議が開催された。

平成29年度新施設整備検討部会においては、新施設稼働時の運営体制及び組合の体制、また、施設の整備内容、処理方式、組合の財産処分等の協議の為に、下記事項について検討した。

① ごみ収集一元化の可否

平成26年度までの整備検討部会において、次期施設構成団体より一元化の要請を受けており、継続して協議する事項となっているため。

② 新施設運営体制の検討

新施設の運営体制について、現状の運営方式を維持した体制か、新たにD B O方式等のP F I的手法を導入するかについて協議するため。

③ ごみ処理方式の検討

新施設におけるごみ処理方式について、新施設整備検討部会で検討するか、外部有識者委員会を組織するかについて協議するため。

④ 山武市脱退による財産処分の検討

現有施設の解体、現有施設底地借地の問題、福井県敦賀市への処分費用の支払いの負担割合、成東最終処分場の取り扱い等について、協議開始時期について協議するため。

⑤ チップ化設備導入の検討

新施設整備検討部会員より、枝木をチップ化して、住民に有償あるいは無償で提供できるような設備の導入ができるか協議依頼があったため。

⑥ 災害廃棄物処理計画の策定主体の検討

千葉県より県内各市町村に災害廃棄物処理計画の策定が求められている中で、組合が主体となって災害廃棄物処理計画を策定できないか新施設整備検討部会員より協議依頼があったため。

⑦ 災害廃棄物の対応についての検討

平成26年度までの新施設整備検討部会において施設規模の10%を見込むこととなっていたが、その意義を再検討するため。

⑧ 発電と灰処理の問題

③「ごみ処理方式の検討」と密接に関わっており、また、新施設稼働後の大網最終処分場への搬入物の内容についても関係している事項のため。

## 4. 検討結果（第9回～第15回）とまとめ

### (1) 検討結果

検討事項	検討結果
①ごみ収集一元化の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ収集業務一元化の可否について、平成40年度以前から収集業務経験者の構成団体からの派遣を求め、一元化の準備を進め、更に平成40年度以降も、しばらく収集業務経験のある派遣者の応援を受けながら、一元化を実行していくことで決定した。</li> </ul>
②新施設運営体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>新施設整備検討部会における新施設の運営の方針について、現時点での当部会の案として、DBO方式による運営を第1案、公設公営方式による運営を第2案とし、平成32年度頃の経済状況を見て、第1案にメリットが無い場合、第2案を採用することを決定した。</li> </ul>
③ごみ処理方式の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理方式の選定について、専門的知識の必要性や財源規模等を考慮し、また、他団体の事例などから外部有識者会議で選定することを部会の方針として決定した。</li> <li>新ごみ処理施設処理方式検討委員会について委員数は3名とし、また、公正なごみ処理方式の選定及び市民負担を考慮した結果、組織構成は学識経験者のみで構成し、行政職員及び市民には委嘱しないことを決定した。</li> </ul>
④山武市脱退による財産処分の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産処分協議について、権利問題や負担割合等、協議事項が多くあることから、平成35年頃を目途に協議を開始することで決定した。</li> </ul>
⑤チップ化設備導入の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>チップ化設備の導入については、施設レイアウトをチップ化設備の導入が可能なレイアウトにすることで、住民から要望を受けた際には対応できるようにすることを方針として決定した。</li> </ul>
⑥災害廃棄物処理計画の策定主体の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理計画の策定について、組合と市町のどちらが策定主体になるかの協議を、新施設稼働の前段で行うごみ収集一元化に関する協議の際に併せて協議することを決定した。</li> </ul>

検討事項	検討結果
⑦災害廃棄物の対応についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>第11回新施設整備検討部会において、将来的な余剰能力からくる効率性と、財政負担及び甚大災害における施設対応能力を考慮し、新ごみ処理施設の施設規模に、災害廃棄物処理を見越した余裕率は見ないことを整備検討部会の方針として決定した。しかし、第15回新施設整備検討部会において、管内における空き家の増加に起因する火災の多発や千葉県東方沖地震の発生率の高まり、千葉県が作成中の「災害廃棄物処理計画」における広域的連携体制の確立、代替性、多重性などからくる責任の一端などを総合的に判断し、<u>災害廃棄物量を他団体の事例にならい、施設規模の10%見込むことを決定した。</u></li> </ul>
⑧発電と灰処理の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>灰処理に関する協議を行う前段において、灰処理の現況を把握する為、当組合の焼却灰を引き受けている中央電気工業株式会社鹿島工場を視察する。</li> <li>発電に関する協議を行う前段において、最新のごみ処理施設における発電の状況を把握する為、平成29年4月に稼働を開始した武藏野クリーンセンターを視察する。</li> <li>新施設における発電については、<u>人口減に伴うごみ量の減少により、電力需要に対し不足することが予想される。</u>コーチェネレーションやごみ量を増加するなどの積極的発電の方向から、イニシャルコストやランニングコストを考慮し、また、事業を進める上で外部供給を余儀なくされた場合に、<u>1炉運転時は買電を自家消費に回し、施設で発生した熱源を外部供給するという体制を取る方向にシフトすることを部会の方針として決定した。</u></li> <li><u>新施設における灰処理について、スラグ化は行わず、民間の灰処理業者が存続している間は焼却灰の処理を民間委託し、民間での処理が困難になる前に、周辺住民と合意を図った上で、薬品処理した焼却灰を大網最終処分場に埋め立てるという方針を決定した。</u></li> </ul>

## (2) まとめ

以上の検討結果から、ごみ処理方式は学識経験者のみで構成される有識者委員会により選定するが、灰処理上の課題解決の為、焼却灰の溶融処理は行わないこととし、また、新施設における発電については、将来の人口減少によるごみ量減少に伴い発電量の低下が予測されることから、基本的には発電した電力は自家処理することを念頭に置くものの、外部供給を余儀なくされた場合には、1炉運転時は買電を自家消費に回し、施設で発生した熱源を外部供給するという方針とした。

次に、災害廃棄物への対応としては、災害廃棄物処理量を施設規模に上乗せすることとし、また、チップ化設備の導入については、設備導入可能な施設レイアウトにすることで、住民から要望を受けた際に対応できるようにすることを方針とした。

更に、新施設稼働時の組合の体制として、構成市町より収集業務経験者の派遣を求め、ごみ収集一元化の準備を進め、新施設稼働時に収集一元化を実行することとする。また、新施設運営体制について、D B O方式による運営を第1案、公設公営方式による運営を第2案とし、平成32年度頃の経済状況を見て、第1案にメリットが無い場合、第2案を採用することとした。

最後に、財産処分協議については平成35年頃を目途に協議を開始することとし、災害廃棄物処理計画の策定主体については、ごみ収集一元化に関する協議と併せて協議を行うこととした。

以上が、平成29年度新施設整備検討部会において決定した事項である。

新施設整備検討部会については、今後も、新施設稼働に向けた検討課題解決の為に、適宜開催していく必要がある。

## 5. 平成29年度新施設整備検討部会の開催状況

回数	開催日	検討事項
第9回	平成29年 6月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新施設整備検討部会の位置付けの確認について</li> <li>・ 第1回～第7回新施設整備検討部会にて決定した事項の確認について</li> <li>・ チップ化設備の導入について</li> <li>・ 災害廃棄物への対応について</li> <li>・ ごみ収集業務一元化の可否について</li> <li>・ 新設運営体制の検討について</li> <li>・ ごみ処理方式の選定について</li> <li>・ 財産処分協議について</li> <li>・ 発電と灰処理問題について</li> </ul>
第10回	平成29年 7月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チップ化設備の導入について</li> <li>・ 災害廃棄物への対応について</li> </ul>
第11回	平成29年 8月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新ごみ処理施設処理方式検討委員会について</li> <li>・ 災害廃棄物への対応について</li> <li>・ 災害廃棄物処理計画の策定主体について</li> </ul>
第12回 (視察)	平成29年 9月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央電気工業株式会社鹿島工場の視察</li> </ul>
第13回 (視察)	平成29年 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武藏野クリーンセンターの視察</li> </ul>
第14回	平成29年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電と灰処理問題について</li> </ul>
第15回	平成29年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設運営体制の検討について</li> <li>・ 災害廃棄物への対応について</li> </ul>
第16回	平成29年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新施設整備検討部会検討結果報告書（案）について</li> </ul>

## 6. 平成25年度～平成29年度までの検討結果

検討事項	検討結果
①負担割合及び費用項目について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担割合については当部会で結論を出すことは難しいため上位組織である新施設整備推進委員会、理事者会議で諮ることとなった。(結果:「均等割10%、応益割60%、人口割30%」に決定した。) なお、割合に用いるごみ量、人口についての検討は当部会で協議し<u>応益割は当該年度の前々年度の総搬入量、人口割については当該年度の前年度の4月1日の住民基本台帳の数値を用いることとした。</u></li> <li>・ <u>平成26年度経費のうち新施設建設に係る経費として二市一町で負担するものは委託料(「ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託」と「PFI導入可能性調査業務委託」)のみ</u>とし、平成27年度以降については明確に新施設計画に係る経費として分けられるものが出れば適応していく。</li> <li>・ 建設費の負担割合、新施設に関する経費の余剰金の取り扱いなどの当部会で結論を出すことが難しい議題に関してはその都度、別の委員会で諮ることとした。</li> </ul>
②ごみ分別について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現段階では財政的に分別区分の増加は難しいことから、法整備等により義務が発生しない限り、<u>現状のままとする。</u></li> </ul>
③ごみの減量化及び資源化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現段階では財政面を考慮した上で二市一町及び組合において<u>現状のまま広報活動等により減量化・資源化を推進することとした。</u></li> </ul>

検討事項	検討結果
④処理不適物について	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民負担軽減を目的とした処理不適物の規制緩和のために<u>木材受入に関しては、前処理機械等の導入で今の寸法を緩和(目安は太さ30cm、長さ2m程度)し、廃スプリングマットレスについては布を剥がしていない状態で受入していく。</u></li> <li>コンクリートブロック、ボタン電池の受入・処理については本部会ではなく担当者会議にて諧ることとした。(結果:住民から問い合わせがあった場合は処理先を紹介することとなった。)</li> </ul>
⑤チップ化設備導入の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>チップ化設備の導入については、施設レイアウトをチップ化設備の導入が可能なレイアウトにすることで、住民から要望を受けた際には対応できるようにすることを方針とした。</u></li> </ul>
⑥あわせ産廃及びし尿処理汚泥について	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状として産業廃棄物は適正に処理されていること、新施設でのし尿処理汚泥処理の要望は今のところ無いこと、下水道汚泥の処理はごみ処理施設での混焼より民間委託費の方が安価で問題なく処理出来ていること、受入れによる建設費の増大を考慮し<u>受入しない</u>。</li> </ul>

検討事項	検討結果
⑦災害廃棄物の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害等で特に必要となつた場合の処理は構成市町のほうで行うため、<u>ストックヤードの設置はしない。</u></li> <li>・ 第11回新施設整備検討部会において、将来的な余剰能力からくる効率性と、財政負担及び甚大災害における施設対応能力を考慮し、新ごみ処理施設の施設規模に、災害廃棄物処理を見越した余裕率は見ないことを整備検討部会の方針として決定した。しかし、第15回新施設整備検討部会において、管内における空き家の増加に起因する火災の多発や千葉県東方沖地震の発生率の高まり、千葉県が作成中の「災害廃棄物処理計画」における広域的連携体制の確立、代替性、多重性などからくる責任の一端などを総合的に判断し、<u>災害廃棄物量を他団体の事例にならい、施設規模の10%見込むことを決定した。</u></li> </ul>
⑧災害廃棄物処理計画の策定主体の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理計画の策定について、組合と市町のどちらが策定主体になるかの協議を、<u>新施設稼働の前段で行うごみ収集一元化に関する協議の際に併せて協議することを決定した。</u></li> </ul>

検討事項	検討結果
⑨中間処理システムの検討 (カン、ビン・ガラス類、ペットボトル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、一部自区外処理となつていること、十分な処理能力を有する自治区内処理業者の確保が困難であることから現在処理委託等により処理しているカン、ビン・ガラス類、ペットボトルを<u>リサイクルプラザ</u>を設け自前処理する。</li> </ul>
⑩ごみ処理方式の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理方式の選定について、専門的知識の必要性や財源規模等を考慮し、また、他団体の事例などから<u>外部有識者会議で選定すること</u>を部会の方針として決定した。</li> <li>新ごみ処理施設処理方式検討委員会について<u>委員数は3名とし</u>、また、公正なごみ処理方式の選定及び市民負担を考慮した結果、<u>組織構成は学識経験者のみで構成し、行政職員及び市民には委嘱しないことを決定した</u>。</li> </ul>
⑪余熱利用及び還元施設について	<ul style="list-style-type: none"> <li>余熱利用についてはごみのエネルギーの有効活用及び災害時の停電等に左右されない安定処理のため<u>発電設備を導入する</u>。また、余剰熱量を把握し、発電以外の余熱利用については民間の活用（事業者への余熱の売却等）も考えていく。</li> <li><u>還元施設については当初計画からは考えない方向だが、地元から要望が出れば検討する</u>。</li> </ul>

検討事項	検討結果
⑫発電と灰処理の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 灰処理に関する協議を行う前段において、灰処理の現況を把握する為、当組合の焼却灰を引き受けている中央電気工業株式会社鹿島工場を視察する。</li> <li>・ 発電に関する協議を行う前段において、最新のごみ処理施設における発電の状況を把握する為、平成29年4月に稼働を開始した武藏野クリーンセンターを視察する。</li> <li>・ 新施設における発電については、<u>人口減に伴うごみ量の減少により、電力需要に対し不足することが予想される。</u>コージェネレーションやごみ量を増加するなどの積極的発電の方向から、イニシャルコストやランニングコストを考慮し、また、事業を進める上で外部供給を余儀なくされた場合に、<u>1炉運転時は買電を自家消費に回し、施設で発生した熱源を外部供給するという体制を取る方向にシフトすることを部会の方針として決定した。</u></li> <li>・ <u>新施設における灰処理について、スラグ化は行わず、民間の灰処理業者が存続している間は焼却灰の処理を民間委託し、民間での処理が困難になる前に、周辺住民と合意を図った上で、薬品処理した焼却灰を大網最終処分場に埋め立てるという方針を決定した。</u></li> </ul>

検討事項	検討結果
⑬ごみ収集の一元化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ収集業務一元化の可否について、平成40年度以前から収集業務経験者の構成団体からの派遣を求め、一元化の準備を進め、更に平成40年度以降も、しばらく収集業務経験のある派遣者の応援を受けながら、一元化を実行していくことで決定した。</li> </ul>
⑭新施設運営体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>新施設整備検討部会における新施設の運営の方針について、現時点での当部会の案として、DBO方式による運営を第1案、公設公営方式による運営を第2案とし、平成32年度頃の経済状況を見て、第1案にメリットが無い場合、第2案を採用することを決定した。</li> </ul>
⑮山武市脱退による財産処分の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産処分協議について、権利問題や負担割合等、協議事項が多くあることから、平成35年頃を目途に協議を開始することで決定した。</li> </ul>
⑯次期ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る施設整備基本構想（案）について	<ul style="list-style-type: none"> <li>「次期ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る施設整備基本構想（案）」について、内容を説明し、二市一町より了解を得た。（平成27年3月策定）</li> </ul>